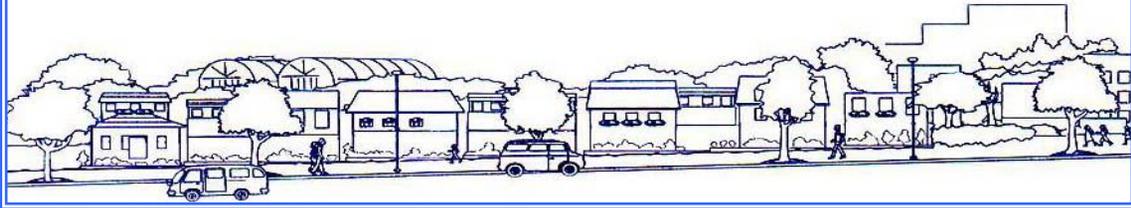


北小岩一丁目東部地区



No.66

2010/5/19

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進第一係

TEL 5668-5877



第8回まちづくり懇談会のご報告

日頃より区政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

5月7日(金)午後7時から、小岩アーバンプラザで第8回まちづくり懇談会を開催しました。お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございました。

今号のまちづくりニュースは、まちづくり懇談会でご説明した事業スケジュールと事業計画案の概要について掲載しています。



①事業スケジュール

※上段:事業認可まで、下段:事業認可後から移転までのスケジュールです

H21		H22							H23				
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9~1月	2月	3月	
●都市計画決定				●施行規程の条例公布	東京都へ事業計画書の事前協議 (約1か月間)	意見書受付(5月10日~6月7日) 公告・縦覧(5月10日~5月24日)	意見書が出なければ事業認可申請及び事業認可・施行規程条例施行	意見書整理(都)(約2カ月間)	●東京都都市計画審議会に付議予定案件提出		●東京都都市計画審議会	●事業認可申請	●事業認可・施行規程条例施行
補償金概算額の提示		想定換地案個別説明		※事業認可後に、スーパー堤防事業者と共同事業の基本協定締結を予定									

H23										H24						
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
★事業認可・施行規程条例施行	権利の申告の受付 (事業認可公告日~換地処分公告日)	基準地積の更正の受付 (事業認可公告日から60日間)		●移転説明会 (移転期限の概ね1年前)	●調査済み建物の再算定開始		換地案公表及び意見受付(2週間)		●仮換地指定		●契約及び移転・除却開始					●移転期限・使用収益停止
建物の調査・補償金算定																
土地区画整理審議会		■選挙期日の公告	■選挙人名簿の公告・縦覧	■選挙人名簿確定の公告	■審議会選挙・発定	勉強会等	換地案諮問	■換地案に対する意見諮問	■仮換地諮問							

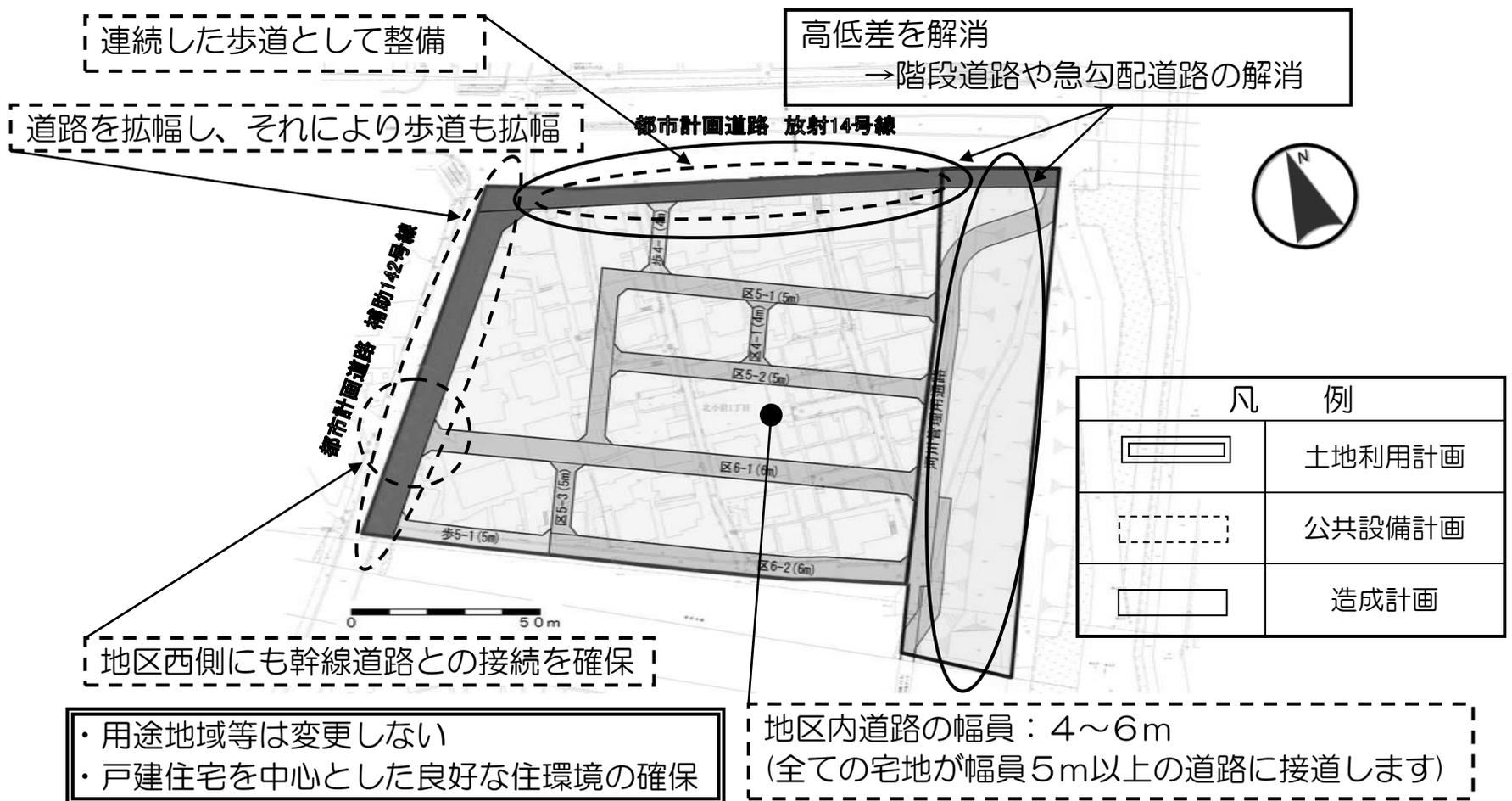
②事業計画案の概要

設計の方針(主な内容)

土地利用計画	用途地域等是不変更しない 戸建住宅を中心とした良好な住環境の確保
公共施設計画	都市計画道路：放射14号線 歩道整備 補助142号線 拡幅整備 地区内道路：幅員4～6mで整備 (全ての宅地が幅員5m以上の道路に接道) 地区西側に幹線道路との接続部を新設
造成計画	盛土造成を行い、三方を土手に囲まれた地形的課題を解消する
公共用地率	施行前：約18% ⇒ 施行後：約31%
減歩率	16.2%(減価買収後：8.3%)

※事業計画書上の減歩率は16.2%(減価買収後8.3%)ですが、取組みとして、皆さまが家を建てる宅地については減歩は0%(土地の負担なし)とします。
また、私道については、公道に置き換えるのではなく、宅地としてお渡しします。
(私道と宅地で評価に差があるので、面積は半分とします。)

設計の方針(土地利用計画、公共施設計画、造成計画)



事業計画案の縦覧を行っています

今号の裏面に掲載しました事業計画案について、5月10日(月)から5月24日(月)まで北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所等で、縦覧(自由に見ること)を行っております。

この事業計画案についてご意見がある方は、5月10日から6月7日までの間に東京都知事宛てに意見書を提出することができます。詳細につきましては、No.65号のまちづくりニュース裏面を参照ください。何かご不明な点などありましたら、是非事務所までお願いします。

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html

